

令和元年度

第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和元年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

令和元年9月30日(月) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1.1 出席委員(18名)

萩原俊裕
金安正明
細川昭典
土切裕二
春日学
永田喜一郎
本間正二
豊岡保智
小林秀樹
伊藤良明
工藤多希子
大井川和雄
中田和孝
田中浩一
加藤富雄
佐藤和人
池田太郎
森田芳明

2 欠席委員(2名)

三好雄一
渡部正廣

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	斉藤幸治
	主幹	気境智道
	主査	徳橋英則
	主任	大野慶廣
	主任	三谷哲也
	主任	中谷一希

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第25号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第26号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第6 | 報告第27号 | 農地使用貸借の合意による解約について |
| 日程第7 | 報告第28号 | 第6回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 議案第22号 | 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分） |
| 日程第9 | 議案第23号 | 第5回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議案第24号 | 買受適格証明願について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和元年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、小林委員、森田委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和元年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和元年9月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。
令和元年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に三好委員、渡部委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対しご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第25号

- 議長 日程第4 報告第25号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中谷主任。
- 中谷主任 報告第25号、現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回、提出がありましたのは、No.24及び25の計2件でございます。

No.24は願出案件でございます。土地の所在等は記載のとおりで、全3筆 公簿地目 畑395.00㎡を内訳のとおり、農地採草放牧地以外と証明いたしました。

No.25は、札幌地方裁判所 民事第4部 不動産競売係からの照会案件でございます。

照会地の現況判定は記載のとおりで、全20筆のうち 14筆 公簿地目 畑 489,255.00㎡、原野 5,403.00㎡を農地等、4筆 山林 4,185.00㎡、原野 9,584.00㎡を農地採草放牧地以外、2筆 牧場 13,438.00㎡、畑 2,496.00㎡を一部農地採草放牧地以外と回答いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。以上でございます。

- 議長 これより報告第25号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第25号を終結いたします。

◎報告第26号

- 議長 日程第5 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主任。

- 中谷主任 報告第26号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.18及びNo.19の計2件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を、双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第26号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第26号を終結いたします。

◎報告第27号

- 議長 日程第6 報告第27号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主任。

- 中谷主任 報告第27号 農地使用貸借の合意による解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.1及びNo.2の計2件でございます。

内容につきましては、それぞれ使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第27号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第27号を終結いたします。

◎報告第28号

○議長 日程第7 報告第28号 第6回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第28号 第6回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第4条の規定による許可申請について

付議事件2 第5回農用地利用集積計画の決定について

付議事件3 買受適格証明願について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第28号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第28号を終結いたします。

◎議案第22号

○議長 日程第8 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

三谷主任。

○三谷主任 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.3、4の2件でございます。

本件は、市街化調整区域内における権利の設定を伴う転用で、道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は、農業用倉庫の整備と加工販売のための施設の整備に関するためのもので

す。

本案件は、農作業上やむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられるほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、2件 畑 4筆 4, 688. 00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第23号

○**議長** 日程第9 議案第23号 第5回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主任。

○**中谷主任** 議案第23号 第5回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが4件12筆57, 591. 00㎡、利用権設定に係るものが3件27筆343, 970. 00㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○**議長** これより議案第23号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.37を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第23号の利用権設定のNo.37を除き採決いたします。

第5回農用地利用集積計画の決定について、申出6件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き議案第23号の利用権設定のNo.37に対する質疑に入りますが、中田委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(中田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第23号の利用権設定のNo.37を採決いたします。

第5回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

中田委員の復席を願います。

(中田委員復席)

◎議案第24号

○**議長** 日程第10 議案第24号 買受適格証明願についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○**大野主任** 議案第24号 買受適格証明願について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのは、No.5の1件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

内容につきましては農地の競売で、札幌地方裁判所より競売開始の決定がなされている事件でございます。

願出人は、市内において営農実績のある認定農業者でございます。

このたび競売に参加し、当該地の取得により、規模拡大を目指すものでございます。

申請内容については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、適格であるものと考えられます。

なお、願出人が買受申出人となった場合、別途、農地法第3条の許可申請が必要となりますが、農林水産省通知により、事務処理の迅速化を図るため、買受申出人より農地法第3条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくこととされております。

よって、今回の買受適格証明に基づき農地法第3条の許可申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については、会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて許可をした場合につきましては、直近の総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第24号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

買受適格証明願について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和元年度第6回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時52分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員